議案第３８号

上越市液化石油ガス供給条例の一部改正について

上越市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例

上越市液化石油ガス供給条例（平成１６年上越市条例第１８１号）の一部を次のように改正する。

別表２㎥以下の項中「９１８．００円」を「９３５．００円」に改め、同表２㎥超の項中「９１８．００円」を「９３５．００円」に、「３９９．６０円」を「４０７．００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例の施行の日前から引き続く液化石油ガスの使用者については、改正後の別表の規定は、同日以後最初の検針日以後の液化石油ガスの使用に係る料金から適用する。